

第23期佐世保市農業委員会第23回総会議事録

1 開催日時 平成31年4月26日(金) 9時30分から11時30分

2 開催場所 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員 なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	宇久地区	菅 徳雄
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長	中里 忠義
事務局 次長	溝上 順
事務局 係長	菊永 朋美

事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第227号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第228号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第229号議案 非農地証明願について
第230号議案 非農地通知について
第231号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第232号議案 農用地利用集積計画(案)について
第233号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第234号議案 農用地利用配分計画(案)について
第235号議案 平成31年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について
第236号議案 平成30年度佐世保市農業委員会事業報告について
第237号議案 平成31年度佐世保市農業員会事業計画について
第238号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)及び「活動計画」(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告10 平成30年度の農地転用・移動等の統括について
報告11 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に対する回答について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第23回総会を開会いたします。
一、開会。①会長挨拶。

会 長 皆さま、おはようございます。昨日は、歓送迎会ということで皆様のご協力を得て無事に済むことができました。ありがとうございます。お疲れのところ、寝てていいよと言いたいところではございますが、冗談は抜きにしてしばらくの間しっかりと目を見開いていただき、スムーズに総会が進行しますようお願い申し上げます。また、今回が、平成最後の総会になりますので、その節目に相応しい総会となるよう、最後までしっかりとご審議くださいますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副 会 長 ありがとうございます。それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、欠席の届も無く、全員出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により、本会が成立していることをご報告いたします。また、委員定数には関係ございませんが、推進委員も全員出席となっております。以上です。

副 会 長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、12番 富川利光委員、13番 水口一男委員、補充として14番 田中広昭委員にお願いいたします。それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議 長 それでは議事に入ります。第227号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第227号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、早岐地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、花高三丁目の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地です。面積は817㎡。転用目的は、太陽光発電設備設置で、施設はパネル184枚で設置面積301㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、二本松住宅下バス停より南東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風は、ソーラーパネルの設置角度に留意し、周辺に影響が及ばないように対策する。既存樹木を近隣への日照対策として保存する。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上1件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 地区担当委員の調査結果ですが、私の担当地区ですので、報告いたします。

4月22日に久野推進委員と現地を確認いたしました。近隣住民の同意も取れておりますし、雨水は市道の側溝に流してほしいとの要望はあったのですが、勾配もあり、そちらへ流れるようになっておりましたので、問題はないと見てまいりました。

地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 早岐地区推進委員の久野です。会長が説明されたとおり問題ないと思います。

議長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第227号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第228号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第228号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、三川内町の3筆。地目は、登記畑、現況休耕地です。面積は3筆合計1,152㎡。転用目的は太陽光発電事業。権利は所有権移転売買です。施設はパネル360枚で設置面積508.7㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項として、こちらは、三川内山簡易郵便局より西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1.0m。防護柵を設け隣地へ土砂が流出しないよう留意する。日照通風は、パネルの高さは1.2mで、隣地へ影響を及ぼす恐れはない。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の1筆。地目は、登記畑、現況は休耕地、面積は343㎡。転用目的は一般個人住宅。権利は使用貸借権設定です。施設は住宅1棟、木造2階建、延床面積131.50㎡です。耕作者はなし。農地区分につきましては、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項として、こちらは重尾町公民館より北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1m、切土最高1m。防護柵を設ける。日照通風、緩衝地を設ける幅約3m。建物高を加減8.0m。排水計画、雨水は溜桝から道路側溝。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、小佐々地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町黒石の26筆。地目は、登記田並びに畑、現況畑並びに休耕地です。面積は26筆合計25,249㎡。転用目的は、太陽光発電設備。権利は地上権設定です。施設はパネル9,328枚、パワーコンデ

インヨナー53台で設置面積15,220.34㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、小佐々スポーツセンターより南東に約800mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高3m。一部窪地があるため周囲と同じ高さに整える。日照通風は、パネルの高さは2m程度で、他の土地へ影響を及ぼす恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。造成計画縦横断面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書添付。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書の写し添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町深江の1筆。地目は、登記畑、現況は休耕地、面積は498㎡。転用目的は一般個人住宅です。権利は所有権移転贈与です。施設は住宅1棟、木造2階建、延床面積162.92㎡です。耕作者はなし。農地区分につきましては、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは北鹿町公民館より北東に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建物高を加減6.5m程度。排水計画、雨水は溜桝から道路側溝。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上4件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、三川内地区。

4 番 4番長谷川です。1番の案件は、4月21日に中里推進委員と現地を確認して来ました。ここは、住宅に囲まれた中の畑でありまして、まわりに農地はありませんし、被害防除計画を守っていたければ問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

中里委員 三川内地区推進委員の中里です。長谷川委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議 長 次に、2番、早岐地区については私が報告いたします。

4月22日に久野推進委員と現地確認をしてきました。借受人と貸渡人は親子関係であり、アパートが手狭になったので、分家住宅として家を建てたいということです。被害防除計画をしっかり守っていただければ問題ないと思います。

地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 早岐地区推進委員の久野です。会長が説明されたとおり問題ないと思います。

議 長 次に、3番、小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。4月21日に松田推進委員と現地を確認いたしました。被害防除計画どおりにしていただければ問題はないかと思えます。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松田委員 小佐々地区推進委員の松田です。赤木委員が説明されたとおり問題ないと思えます。

議 長 次に、4番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。4月21日に山口推進委員と譲渡人と一緒に現地を確認いたしました。周囲の農地はほとんどが譲渡人の農地でありますので、周辺への影響も無く、問題なしと見てきました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区推進委員の山口です。内野委員が言われたとおり、現地確認をしましたが何ら問題ないと思えます。以上です。

議 長 それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 15番の西尾です。1番の案件ですが、造成計画の中に防護柵を設け隣地へ土砂が流出しないように留意すると書いてありますが、防護柵では土砂の流出は防げないと思うのですが、この考え方はどうなのですか。

事 務 局 確かにこの記載は適切ではなかったと思えます。造成計画の中で、土羽の傾斜を緩やかにして下方に素掘りの側溝を設け、雨水が多い時などの土砂の流出を防ぐと申請書に記載があります。以上です。

1 5 番 はい、1番の件はわかりました。では、3番の案件についてお尋ねしますが、こちらの造成計画には防護柵が無いんですよ。これだけの規模のパネルを設置するとなると、送電時等、感電の危険性もあるのですから、周囲には柵を設けて人が立ち入らないように安全面に留意しなくてははいけません。なぜ、防護柵が無いのですか。

事 務 局 申請には、きちんと防護柵を設けると記載してあります。申し訳ございませんが、議案は記載漏れになっておりました。

議 長 1番の案件につきましては、記載が適切ではなかったということですね。3番の案件につきましては、記載が漏れていたため、計画の中に追加するということがよろしいですね。ほかに、ご質問はありませんか。

牟田委員 大野地区推進委員の牟田です。3番の案件ですが、併用地に法定外河川と法廷外道路との記載がありますが、この上にもパネルを設置するということですか。

事務局 これにつきましては、土木部のほうに用途廃止の届けと払下げの申請をされており、それらの申請書の写しも添付されています。以上です。

牟田委員 もう一つお尋ねです。3番の案件ですが、許可が下りた後、借受人は地上権の設定をされるわけですね。登記のほうは最終的にどうなるのか、教えていただきたいです。

事務局 この案件は、21年間借り受けて利用されるわけですが、地上権設定をされる期間については当然、登記地目は現況に合わせることとなりますので、転用が完了した後は、雑種地に変更されることと考えております。以上です。

議長 この案件につきましては、3,000㎡を超えておりますので、県の審議会での案件になります。私も、審議会に出席する前に、担当職員、事務局長、地区の委員さんと共に、現地を確認しておきたいと考えております。ある程度は理解して納得しておきたいと思います。それから、審議会では、ソーラー施設についての売電価格がいくらで設定されているかと質問されると思いますが、今、わかりますか。

事務局 出力は1,800kWとなっていますので、単価18円かと思います。

議長 審議会までに確認をお願いいたします。ほかに、ご質問はございませんか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第228号議案については承認されましたので、県に進達いたします。次に、第229号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第229号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、吉福町の一筆。地目は、登記田、現況駐車場。面積は、195㎡です。願出の理由としては、平成3年5月24日付転用目的露天駐車場用地として、農地法第5条許可済。平成5年11月17日付転用完了報告済。現在は、レストランの駐車場としての利用している。参考事項としまして、こちらは、横手入口交差点から北側の方向、約20mの位置にあり、農振内白地で事由の②-3-3に該当します。

2番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、鵜渡越町の一筆。地目は、

登記畑、現況宅地。面積は、191㎡です。願出の理由としては、昭和43年12月20日付転用目的住家として、農地法第5条許可済み。追認許可のため、便宜上完成日を許可日と同日付としております。現在宅地として利用されており、空き家ではあるが、個人用住宅が建っております。参考事項としまして、こちらは、東うど越えバス停より北西の方向へ約70mの位置にあり、市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

以上2件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、三川内地区。

4 番 4番長谷川です。1番の案件については、4月21日に中里推進委員と確認しました。議案に記載のとおり、かなり以前からレストランの駐車場として利用されており、隣りにコンビニがあるのですが、レストランとコンビニの駐車場として使われている状況です。今さら農地に戻すのは困難でありますので、非農地として認めざるを得ないと判断して参りました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

中里委員 三川内地区推進委員の中里です。長谷川委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議 長 次に、2番佐世保地区。

7 番 7番川口です。4月21日に松永推進委員と見て来ました。記載のとおり昭和43年頃に家を建てられており、場所的には里道を60mほど入ったところがありました。非農地証明で問題ないと見てきました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松永委員 佐世保地区推進委員の松永です。川口委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第229号議案について、非農地証明書を交付することといたします。次に、第230号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第230号議案非農地通知について説明いたします。
今回の非農地通知案件は、合計で133筆、面積72.969.19㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。
なお、7ページの33番、34番、35番につきましては、長谷川委員の関連案件になっております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件の33番、34番、35番については、長谷川委員の案件ですので、先に審議いたします。長谷川委員は一時退席願います。

～長谷川委員退席～

議長 では、33番、34番、35番の案件につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 (なし)

議長 採決に入ります。33番、34番、35番について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。33番、34番、35番については、非農地通知を発出することといたします。長谷川委員は入室し、着席してください。

～長谷川委員着席～

議長 では、33番、34番、35番を除く案件につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。これらの案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第230号議案については、非農地通知を発出することといたします。次に、第231号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第231号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町2筆、地目は登記、田、現況、田。面積は合計5,943㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2 番宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地南風崎町4筆、地目は登記、畑、現況、樹園地。面積は合計1,649㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番川上です。4月23日に北村推進委員と現地調査に行ってきました。譲受人は、ずっと農業をされておりまして特に問題はありません。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 江上地区推進委員の北村です。今後も田を作るということで、川上委員がおっしゃるとおり問題ないと思います、以上です。

議 長 次に、2番、宮地区。

3 番 3番阿波です。4月23日に坂口推進委員と現地調査を行いました。譲受人の農地に隣接してところであり、樹園地を解消して野菜畑にしたいという意向であります。周辺農地にも支障は生じないため問題はありません。対価についてですが、恐らく議案の記載ミスだと思っておりますが、記載金額は反当りの額ではなく全体での金額ということを本人さんに確認しております。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 地区推進委員の坂口です。只今、阿波委員から説明があったとおりで特に問題はありません。

議 長 ありがとうございます。それでは、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第231号議案については、許可することといたします。次に、

第232号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第232号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、宮地区1件、三川内地区2件、早岐地区4件、日宇地区1件、皆瀬地区1件、相浦・九十九地区1件、世知原地区2件、小佐々地区1件、江迎地区3件、鹿町地区1件の計17件。

所有権の移転は、宮地区4件、相浦・九十九地区1件、世知原地区1件の計6件、全体で23件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、所有権移転の5番につきましては、伊賀崎委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 所有権の移転の5番、相浦・九十九地区につきましては、伊賀崎推進委員の案件ですので、先に審議いたします。伊賀崎推進委員は一時退席をお願いします。

～伊賀崎推進委員退席～

議長 それでは、所有権の移転の5番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 所有権の移転の5番の案件につきましては、承認いたします。伊賀崎推進委員につきましては入室し、着席してください。

～伊賀崎推進委員着席～

議長 それ以外の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第232号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第233号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より

説明をお願いいたします。

事務局 はい、第233号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区2件、柚木地区3件、大野地区23件、吉井地区1件、鹿町地区2件で、合計33件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

なお、27番につきましては、牟田委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 27番、大野地区につきましては、牟田推進委員の案件ですので、先に審議いたします。牟田推進委員は一時退席をお願いします。

～牟田推進委員退席～

議長 それでは、27番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、27番の案件につきましては、承認いたします。牟田推進委員につきましては入室し、着席してください。

～牟田推進委員着席～

議長 では、27番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第233号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第234号議案「農用地利用配分計画(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第234号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区4件、柚木地区5件、大野地区11件、鹿町地区2件で、合計24件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第233号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。
なお、21番につきましては、牟田委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしく願いいたします。

議長 21番、大野地区につきましては、牟田推進委員の案件ですので、先に審議いたします。牟田推進委員は一時退席をお願いします。

～牟田推進委員退席～

議長 それでは、21番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 21番の案件につきましては、承認いたします。牟田推進委員につきましては入室し、着席してください。

～牟田推進委員着席～

議長 それでは、21番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第234号議案について、すべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第235号議案 平成31年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施 要領(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

第235号議案 平成31年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)についてご説明いたします。

資料につきましては、総会資料の36～37ページと当日配付の第235号議案 補足説明資料となります。昨年も農地の利用状況調査を実施する際に、調査の期間、実施体制などについて、同様の実施要領を定めており、今回の議案は平成31年度版の実施要領となっています。説明は、当日配付の補足説明資料を使って説明します。

まず、第2条において、5月から8月を農地パトロール月間と設定しています。

次に、第3条ですが、要領の末尾に新たに(農作物栽培高度化施設を含む)と記載しています。これは、農作物栽培高度化施設の用に供される土地の利用状況調査です。現在までにその施設の申請はあっておりませんが、今後可能性はあるかと思えます。そこを含みまして、第3条の利用状況調査は管内の農地を対象に、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、協力員で実施します。

次に、第5条において、地区担当の農業委員、最適化推進委員を定め、また、必要に応じて地域の農地事情に精通している者＝協力員を設置できるとしています。協力員については、設置したい地区がございましたら、担当の博多屋までご連絡下さい。協力員の推薦につきましては、農業委員の署名をお願いします。また、協力員には、1時間あたり1000円を手当として、予算の範囲内で支給します。

次に、第8条において、農業委員、最適化推進委員においては、利用状況調査の毎月の活動状況を農地利用最適化推進業務活動報告書に記録し、ブロック会議の時に提出をお願いします。補足説明資料の3ページに、参考まで記入例を記載しています。左側の□の部分、①農地の利用状況調査(農地パトロール)に○、活動日時、実施場所、活動詳細等をご記入ください。次に、協力員においては、利用状況調査報告書に記録し、提出をお願いします。補足説明資料の4ページに参考まで記入例を記載しております。協力員につきましても、活動日時、場所、活動詳細等を記入してもらってください。

5～6ページには、協力員の推薦書、承諾書の記入例を記載しています。5ページの推薦書は、農業委員さんで記入をお願いします。6ページは、協力員からの承諾書になります。推薦書と承諾書は、セットで事務局担当へ5月24日(金)までにご提出をお願いいたします。推薦書、承諾書、協力員用の報告書の原本は、本日、封筒に入れてお配りしております。

次に、配布した地図については、調査完了後、事務局に提出をお願いします。事務局において、利用状況調査後、新規の緑(A分類)については、11月末までに意向調査を発送しますので、利用状況調査完了後、速やかに地図を返却していただくと助かります。

附則として、この要領は平成31年4月27日から施行する予定としています。

また、全国農業委員会ネットワーク機構等が定める平成31年度農地パトロール実施要領において、重要な追加項目がありましたら、佐世保市版も修正していきます。

最後に、具体的な利用状況調査の実施方法については、先日のブロック会議で説明したとおりです。地図の1ページ目に凡例や注意点を記載していますので、調査前にご確認をお願いします。特に、現在、耕作または管理がなされている箇所には、何もつけない部分については、利用状況調査後に所有者に対し意向調査を実施しますので、くれぐれもご注意をお願いします。地図につきましては、各地区、農業委員用と推進委員用を用意しています。判断が難しい農地

については、事務局も一緒に現地確認しますので、ご不明な点をご連絡ください。
以上が、第235号議案の説明となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それではこの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第235号議案については承認されましたので、この実施要領に基づき、調査を実施することといたします。

続きまして、第236号議案から第238号議案については、関連しておりますので、一括審議を行います。

では、第236号議案 平成30年度 佐世保市農業委員会事業報告について、第237号議案 平成31年度 佐世保市農業委員会事業計画について、第238号議案 農業委員会の活動の点検・評価(案)及び活動計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、失礼します。第236号議案、第237号議案及び第238号議案については、当日配付ということで、別冊になります。そちらをご覧ください。この3つの案件につきましては、佐世保市農業委員会の運営の透明さを確保するために、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、今回の議決を経て公表するものであります。公表の方法は、佐世保市のホームページ上において公表します。

まずは、第236号議案 平成30年度 佐世保市農業委員会事業報告について説明いたします。1ページ I 会議の1総会ですが毎月開催しております総会について、それぞれ審議した議案を含めて記載しております。審議案件数については、5ページに記載のとおりです。

次に、2小委員会についてですが、5つの小委員会を設置し、活動をしております。(1)農政対策推進委員会においては5回の検討会を行い、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を取りまとめ、市長へ意見書を提出いたしました。(2)農地集積・情報対策委員会(広報班)においては、農業委員会だよりの発行のための協議を5回実施し、平成31年1月に発行いたしました。次に(3)農地集積・情報対策委員会は協議を3回実施しております。(4)荒廃農地解消対策委員会を3回開催し協議を行っております。(5)農業者年金推進対策委員会を3回実施し、加入推進に係る協議を実施しております。

続きまして、II 事業です。7ページ目をお開きください。まず、1農地等の利用の最適化推進業務としまして、農地の利用状況調査の実施、その後の遊休農地所有者意向調査、併せて遊休農地解消面積、そして認定農業者農地集積助成金の実績を記載しております。8ページ目は、農地の流動化の昨年度の状況を記載したものになります。下段には、例月で開催しておりました農地利用最適化推進業務に係るブロック会議のことを載せております。

次に、9ページの2農地の無断転用の防止についてです。チラシの作成及び町内会班回覧の実施、広報させば8月号への掲載、市のホームページ、農業委員会だよりへの記事登載とさまざまな機会や媒体を活用し、農地の無断転用に係る周知や啓発を実践しました。

続きまして、3農業者年金業務です。農業者年金加入推進や農業者年金の現況届の受付の実施、農業者年金相談会の開設など、普及と加入推進活動を展開しました。

同じページ下段の4広報活動については、毎年新年号として発刊しております「農業委員会だより」について、発行部数を含めて記載しております。

次の10ページには、5家族経営協定締結推進活動や6国有財産の管理事務の実績について、また、その他として、全国農業新聞普及拡大、佐世保市認定農業者協議会との意見交換会、平成30年度地区別農業委員等研修会、平成30年度農業委員会視察研修の実績をそれぞれ記載しております。平成30年度事業報告については以上となります。

続きまして、第237号議案 平成31年度 佐世保市農業委員会事業計画について、ご説明いたします。

まずは、1ページのⅠ会議等です。1総会ですが、開催日や代表的な法令業務、また、委員の皆様にも依頼させていただいております現地調査について記載しております。

次に、2役員会です。こちらは、必要に応じて開催することとしており、軽易な方向性の決定や簡易的な採択を目的とする内容の会議となります。

2ページ目の3小委員会ですが、今年度は小委員会が4つに分かれております。次回の総会時に委員さんの担当を確認しながら、リーダーやサブリーダーを決定したいと思います。小委員会については、今後、適宜開催していただくこととなります。

次の4研修会については、本年度も予算の確保ができておりますので、委員の皆様のご意向を確認しながら実施していく考えです。

続きまして、Ⅱ農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出ですが、農政対策委員会を中心として、また、委員の皆様のご意見を踏まえた上で事務処理を進めていく予定です。

次は、Ⅲ事業です。農地等の利用の最適化推進業務については、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業への新規参入者の促進活動を大きな柱として、それぞれ展開していく予定です。また、昨年度に引き続き、適宜、地区別ブロック会議を開催することにより、委員の皆様と事務局との情報共有や伝達、問題や課題の抽出と円滑な解決、運用としていきたいと考えています。

また、3ページ目の中段以降には、農地の無断転用の防止についての計画を記しております。定期的な農地パトロールの実施や昨年同様無断転用防止のチラシ作成・配布、広報させばや農業委員会だよりへの記事掲載を実施しながら、併せて指導の強化にも努めていきます。次のページの4ページ目には、農業者年金業務について記載しております。平成31年度においては、新規加入者7名を目標として掲げ、達成に向けた普及推進活動を行います。また、農業者年金の現況届を市役所支所、JA支店へ出張して受け付けることにより受給者の利便性を高めながら、農業者年金相談窓口を開設し、身近な問題から経営移譲の方法まで、幅広く受給者のニーズに応えていきたいと思っています。

次に、5ページ目の4広報活動です。該当委員の皆様には、主には、農業委員会だよりの発行に際しての農業者の紹介、取材、記事作成に携わっていただきながら、年明けの発刊をお願い

いたします。また、この農業委員会だよりは、農業委員会の活動を広くPRできる手段のひとつでもありますので、その点についても、何卒よろしく願いいたします。

家族経営協定締結推進としましては、今年度は、5家族を目標に活動していきたいと考えております。農業経営の近代化を促進し、魅力ある職業とするためには、農業経営に携わる家族全員が仕事の分担、役割を明確化し、責任と自覚を養い自主性を助長させるための大切な協定締結ですので、改めて、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、なかなか、払い下げが進まない国有財産ですが、県と協力しながら、都度適切な管理事務、処理事務を進めていきます。

最後に、その他としまして、全国農業新聞の普及拡大については、何かとご負担をおかけするようですが、農業委員・推進委員一人当たり2部以上の購読者確保を目標に、それぞれの地域で推進活動を展開していただきますようお願いいたします。

委員の皆様、事務局職員が一体となって、新年度においても、昨年に引き続き、それぞれの課題や目標に挑んでいけたらと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、第238号議案 農業委員会の活動点検・評価(案)及び活動計画(案)について、ご説明いたします。

資料をご覧ください。まず、Ⅰ農業委員会の状況(平成31年3月末日現在)についてです。本市の農業の概要、また、事務局体制、委員総数について記載しています。

次のページには、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について書いてあります。平成30年度の目標74haに対して136haの集積実績となっており、183.78%の達成状況となっております。これは、農地中間管理機構を介した農地の集積面積が多くあったことが要因と考えております。

次のページには、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてまとめています。平成30年度における参入経営体は、7経営体の目標に対して、3経営体の実績でした。達成状況は43%で、参入目標面積については、17%という実績になりました。

次のページには、Ⅳ遊休農地に関する措置に係る評価を載せておまして、53haの解消目標に対して実績は12.3haとなり、23.21%の達成率となっております。

次は、Ⅴ違反転用への適正な対応ですが、毎年、新たな違反転用案件が発見され、また、過去の違反事案の整理も思うように進んでいないのが現状です。実績としては、記載のとおりです。一度に全ての案件の是正や整理は非常に難しい状況ではありますが、根気強く地道に対応・対処していきたいと考えています。

次のページは、Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてまとめてあります。農地法第3、4、5条の許認可の実績や農地所有適格法人からの報告実績、農地の賃貸借関係の実績を記載しております。

この「活動の点検・評価」及び「活動計画」は、インターネットを活用し、広く農業者等の意見を求め、最終的に意見を反映させたものを改めて公表することになります。

説明は以上となります。3つの議案につきまして、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

これらの案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第236号議案、第237号議案、第238号議案については承認いたします。次に、報告事項に移ります。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。

日宇地区1件、中里地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告についてご説明いたします。

平成31年3月25日、4月1日、12日、17日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区2件、佐世保地区1、相浦・九十九地区1件の計5件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告についてご説明いたします。

平成31年3月25日、4月16日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区2件の計3件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、ご説明します。相浦・九十九地区において、先月の第22回総会案件について取下申立書が提出され、受理しております。取下の理由等につきましては、記載のとおりです。以上報告いたします。

- 議 長 報告5 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告5 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件について、早岐地区1件、江迎地区1件の計2件を受理しております。以上報告いたします。
- 議 長 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。
ご説明にあたり恐れ入りますが、2番吉井地区の調査回答内容の欄につきまして、裁判所からの照会としておりますが、法務局からの照会の誤りでございます。申し訳ございませんが、訂正をお願いします。
法務局における地目変更登記申請に伴い、宮地区1件、吉井地区1件の計2件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、それぞれ調査内容回答に記載のとおり法務局に回答しております。以上報告いたします。
- 議 長 報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況についてご説明いたします。
都市計画法に基づき、事前協議が必要な案件につきまして、関係部課が集まり協議しております。開発計画地域に農地が入っている案件といたしまして、宮地区1件、早岐地区1件が出ており、事務局から協議に参加して、農地法上の意見を述べております。以上、報告いたします。
- 議 長 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、皆瀬地区1件、宇久地区2件、江迎地区1件を受理しております。以上報告いたします。
- 議 長 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。
農用地利用集積・配分計画について、江上地区2件、宮地区4件、日宇地区2件、柚木地区5件、吉井地区2件での解約通知を受理しております。以上報告いたします。
- 議 長 報告10 平成30年度の農地転用・移動等の総括について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告10 平成30年度の農地転用・移動等の総括についてご説明いたします。30年度に審議した件数を取りまとめて掲載しております。ご確認をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 報告11 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に対する回答について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告11 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に対する回答についてご説明いたします。お手元の回答書をご覧ください。

昨年12月14日に佐世保市へ対し、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書を提出いたしました。それに対しまして、昨日4月25日に市から回答を受けております。この日に農政対策推進委員会も開催し、回答書に係る協議を行い、市からも説明を受けております。その内容について、掻い摘んで説明いたします。

まず、一番目、有害鳥獣被害対策についてです。

被害防止機材の効果向上対策についての回答が次のページになります。同じ場所において電気柵にワイヤーメッシュ柵を組み合わせて二重に設置することはできませんが、新たな被害防止対策については情報収集に努めていきます。また、設置後の適正な維持・管理については、県や市のホームページに掲載しているが、設置確認の際の指導や県が実施する集落点検等においても指導を行っており、営農組合等からの要望があれば必要に応じて適正な維持・管理を現地で指導を行っていききたいという回答です。

それから、ジビエとしての活用の推進についてですが、市内には江迎町に有害鳥獣有効利用組合があり、ジビエ肉として近隣小売店での販売、ふるさと納税の返礼品や近くの小中学校の給食食材に利用し、地域活性化へ寄与しています。捕獲から加工、販売、消費までの総合的な手段を構築することにつきましては、引き続き猟友会や民間企業等からの依頼に対してできる限りの協力をしていきたいという回答です。

続きまして、二番目の担い手の育成支援対策についてです。

新規就農者への支援については、具体的な取り組みといたしまして、18歳以上45歳未満の認定新規就農者に対し国が年間最高150万円を交付する農業次世代人材投資事業を平成24年度から行っており、今後も継続していく見込みです。市としましては、新規就農を希望する方に対して、県北地域就農支援センターと協力して就農相談を随意時行っており、事業の活用をはじめ、各就農希望者に合わせた支援により、スムーズな就農と営農定着が図られるよう努めており、今後も継続していきます。市独自の支援としまして、45歳以上の新規就農者に対し、就農給付金や初期の必要経費を平成29年度から補助しております。

農業用機械等の更新時の支援策についてですが、市としては国や県においてもその支援策がこれまで殆ど実施されていないことは認識しており、ご要望の対応策については、今後研究していきたいと考えているのでご理解していただきたいということです。

次に、三番目は農道、水路整備の充実についてです。

市が管理する農道は、側溝等を整備し路面排水等の処理を行っております。用水機能を兼ねていない排水のみの青線については、助成の対象外としておりますが、農地に隣接したものについては、農林水産部が窓口となり調査を行った結果、用水機能がないと判断した場合は、道路、水路を所管する土木部に整備要望を引き継ぐようにしております。

最後に四番目は国土調査(地籍調査)の早期実施についてです。

都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業・保全につながる政策効果の高い地域を優

先地域とする方針が国から示されており、市中心部からの実施を基本としつつ、公共事業との連携や都市周辺部等においても地域の実情を考慮しながら事業を推進していきたいという回答になっております。

以上ですが、回答に対して、何かご質問等があればお受けいたします。

今年度の意見書については、委員皆様からの要望を取りまとめて農政対策委員会の中で協議し、9月の総会時には議案として案を提出したいと考えております。市へ対しては、10月以降に意見の提出を実施する予定です。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いいたします。

事 務 局 **【違反転用事案報告について】**
【農政対策推進検討委員会開催の経過報告について】
【平成31年度ながさき農業委員会1・1・1運動について】

議 長 ありがとうございます。それでは、本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第23回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。